



駿東伊豆消防組合

議会だより

NO.22 令和4年9月発行



目次

- 8月定例会の概要……………P2
- 一般質問……………P3～P5
- 令和3年度決算審査報告……………P6

駿東伊豆消防組合 構成市町

沼津市 ・ 伊東市 ・ 伊豆市 ・ 伊豆の国市 ・ 東伊豆町 ・ 函南町 ・ 清水町

地域住民の皆様の安全・安心を守ります。

駿東伊豆消防組合議会 定例会が開催されました。

令和4年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和4年8月18日（木曜日）午後2時00分 開会



- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報第 5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 第 5 認第 2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議第 6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議第 7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
- 第 8 消防行政に対する一般質問
- 第 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査

< 議案一覧 >

< 駿東伊豆消防組合管理者提出議案 >

| 議案名 | 内 容 | 議決結果 |
|---|--|------|
| 報第5号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定） | 本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分したものを報告するものです。 | 報告 |
| 認第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について | 本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。 | 認定 |
| 議第6号 駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 本案は、人事院規則の一部改正に伴い、駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業に関する取得要件を緩和するものです。 | 可決 |
| 議第7号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について | 本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,056万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,055万1,000円とするものです。 | 可決 |

第二回定例会では、1人の組合
議員から質問がありました。

消防行政の方針・考え方ここが聞きたい!

杉村 清 議員

- ・消防広域化の財政面でのスケールメリット及び
SDGs「持続可能な開発目標」の運用について
- ・自家用給油取扱所の取り扱いについて
- ・消防用ドローンの運用について

杉村 清 議員

**消防広域化の財政面でのスケール
メリット及びSDGs「持続可能
な開発目標」の運用について**

問 広域化により複数台の消防車
両の購入が可能となったと思われ
ます。入札時においては、単品での
購入より複数での購入は、价格的に
安価になると考えますが、价格的な
メリットがあったか伺う。

答 警防部長 本組合発足後、消防
ポンプ車につきましては同じ仕様
の車両を一括購入した実績は3件
で、いずれも2台ずつ購入、救急車
につきましては毎年2台から3台
の車両を一括購入していますが、広
域化前の旧消防本部で単品購入し
ていた価格と比べ、高額になってい
るものが多く、价格的メリットが生
じているとは認識しておりません。
限られた予算の中、价格的メリッ
トを求めることは重要であると認
識はしておりますが、同時に、住民
の負託に応えるため、より安全性が

高く、機能が充実している車両を整
備していくことも重要な事だと考
えておりますので、今後も両方の視
点から研究してまいります。

問 広域化により被服、装備品等へ
の財政縮減策を講じているのか伺
う。

答 総務課長 本組合発足後、より
安全性及び機能性が高い被服、装
備品の統一整備に重点を置き、効
率的に財政運用を図ってまいりまし
たので、財政縮減策といった取組は
行ってきておりません。

今後におきましても、限られた予
算の中で、住民に安全・安心を提供
するための最適な被服、装備品等の
整備を図るとともに、引き続き、効
率的な財政運用に心掛けてまいり
ます。

問 社会的にはSDGs「持続可能
な開発目標」として公的機関や事業
所等、様々な活動がされております
が、駿東伊豆消防組合においての運
用について伺う。

答 企画課長 本組合ではSDGs
と関連付けて、業務の運用はしており
ませんが、駿東伊豆消防組合総合計画
において、職員一人一人が任務に誇り
と使命感を持ち、あらゆる災害に迅
速・的確に対応できる消防体制を確
立し、かつ、より質の高いサービスを
提供できる組織を構築し、「管内住民
の安全・安心の確保」の実現を目指す
ことを基本理念としております。

この基本理念は、SDGsの世界共
通目標である「誰一人取り残さない」
持続可能でよりよい社会の実現と方
向性は同じものであると認識してお
ります。



質問中の杉村議員



答弁中の企画課長

自家用給油取扱所の取扱いについて

問 現在、管内には自家用給油取扱所が何か所設置されているのか、また、取扱う油の種類や量について伺う。

答 総務課長 自家用給油取扱所を設置している庁舎につきましては、6か所で、取扱う油の種類、量につきましては、沼津南消防署、沼津北消防署原分署、田方中消防署、田方北消防署及び田方南消防署の5か所は、ガソリン5千リットル、軽油5千リットルで、沼津北消防署は、ガソリン5千リットル、軽油1万1千6百リットルでございます。

問 浸水危険区域にある自家用給油取扱所は何か所あるのか、また、浸水時にはタンクの浮力から設備の損壊等が危惧されるが、タンクの強度など、浸水時における設備の安全対策はどうなっているのか伺う。

答 総務課長 浸水危険のある自家用給油取扱所につきましては、沼津北消防署を除く5か所でございます。

浸水時の安全対策につきましては、設置許可申請時に、消防法に基づき浸水によるタンクの破損・浮上が起きないよう対策を講ずるとともに、定期点検により通常時の安全性を確認しております。

問 災害時において、市役所等の公的機関の車両等も給油可能なのか伺う。

答 総務課長 消防法上、自家用給油取扱所で給油できるのは、給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が、所有し、管理し又は占有する自動車等に限定されているため、市役所等の公的機関の車両には給油することはできないとされています。



答弁中の総務課長

問 給油時の取扱いマニュアルや安全点検、所管事務処理についてどこが管理しているのか伺う。

答 総務課長 自家用給油取扱所の管理につきましては、消防法に基づき、取扱いの指導や油の漏洩の有無などを確認する法定点検を、自家用給油取扱所ごとに定めた保安監督者が実施しております。

また、目視にて確認できない地下貯蔵タンクや、地下埋設配管の漏れの点検を業者に依頼するなどの総括管理は、総務課において行っております。

今後も、万全な安全対策に努めてまいります。



消防用ドローンの運用状況について

問 ドローン運用については様々な災害現場で被害状況を早期に把握できることと、隊員が進めないような過酷な現場での確認調査が可能であるメリットがあると思われるが、運用についてのマニュアル等があるのか伺う。

答 警防部長 本消防本部では、無人航空機を安全かつ効果的に運用するため「駿東伊豆消防本部無人航空機運用要領」を策定し、当該要領に基づき、機体の点検・整備、操縦士の基本的な操縦技術の習得及び遵守事項、事故発生時の対応等を定める「駿東伊豆消防本部無人航空機飛行マニュアル」を整備いたしました。



答弁中の警防部長

問 ドローン運用には国土交通省認定の資格が必要と思われませんが、現在、何人の資格取得者がいるのか、また、資格取得に必要な経費はどのくらいか伺う。

答 警防部長 資格取得者につきましては、令和4年4月1日現在、33人となります。

資格取得に必要な費用については、無人航空機導入当初、本消防本部は無人航空機運用に関するノウハウが乏しかったことから、平成30年度に2人、令和元年度に1人、計3人を民間スクールに入校させ、操縦士として養成いたしました。

費用は1人当たり18万3千600円、合計で55万8000円であります。

その後は、駿東伊豆消防本部無人航空機操縦士研修マニュアルを策定し、そのマニュアルに従い、消防本部内で操縦士を養成しています。

問 現在に至るまでに消防活動や災害活動に活用した事例等があるか伺う。

答 警防部長 無人航空機運用開始の令和2年1月から本日まで26件の災害に活用いたしました。

内訳としまして、建物火災が6件、救助活動が6件、自然災害が1件、火災原因調査が13件であります。

問 飛行運用訓練等はあるのか頻度と内容で実施しているのか伺う。

答 警防部長 飛行運用訓練につきましては、無人航空機を配備している各隊において、毎日の機能点検に合わせまして、短時間ではありますが、離着陸、ホバリングなどの基本的な操縦訓練を実施しています。

また、操縦士ごと不定期ではありますが、無人航空機に係る法令等の確認及び基本的な操縦訓練のほか、対面飛行や8の字飛行などの複合的な操縦訓練を実施しています。



報告中の議会運営委員会 長田委員長

今後も円滑な議会運営に努めてまいります。



駿東伊豆消防組合議会からのお知らせ

次回の定例会は令和5年2月
沼津北消防署で開催予定です。
なお、臨時会が開催される場合もあります。

令和3年度決算審査報告



報告中の天野議員

令和3年度決算審査報告

令和3年度の当初予算額は、6,011,678千円で、これに補正予算額153,088千円及び繰越事業費繰越額1,114千円を加えた最終予算額6,165,880千円となっており、前年度に比べ98,714千円減少している。

歳入決算額は、6,163,882千円で、前年度に比べ91,597千円減少している。

対予算現額収入率は、99.9%、対調定額収入率は100%と、前年度同様の水準で、不納欠損額及び収入未済額のない良好な状態である。

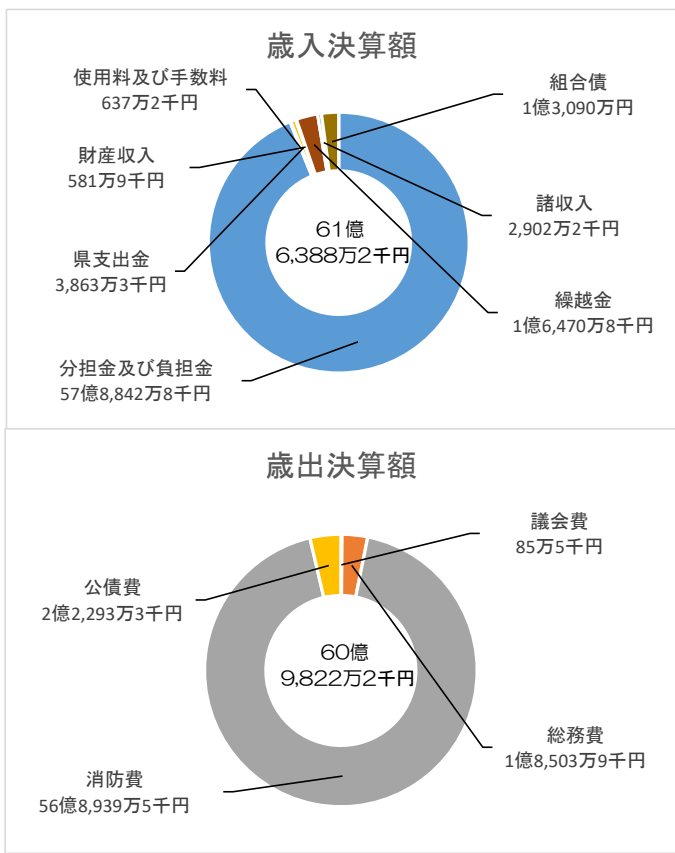
歳出決算額は、6,098,222千円で、前年度に比べ7,451千円増加している。

執行率は98.9%で、前年度に比べ1.7ポイント増加している。

翌年度繰越額は0千円で、前年度に比べ1,114千円減少している。

不用額は67,658千円(対予算比1.1%)で、前年度に比べ105,051千円減少している。不用額の主なものは、職員管理費44,236千円(対予算比0.7%)及び消防運営費8,811千円(対予算比0.1%)である。

款別決算額



予算執行状況

前年度と比較すると、次のとおりである。

(単位:千円・%)

| 区分 | | 令和3年度 | 令和2年度 | 増減 | 増減率 |
|-----|----------|-----------|-----------|----------|--------|
| 予算額 | 当初 | 6,011,678 | 6,208,556 | -196,878 | -3.2% |
| | 補正 | 153,088 | 56,038 | 97,050 | 173.2% |
| | 繰越事業費繰越額 | 1,114 | 0 | 1,114 | — |
| | 最終 | 6,165,880 | 6,264,594 | -98,714 | -1.6% |
| 歳入 | 調定額 | 6,163,882 | 6,255,479 | -91,597 | -1.5% |
| | 決算額 | 6,163,882 | 6,255,479 | -91,597 | -1.5% |
| | 対予算現額収入率 | 99.9% | 99.9% | — | 0.1pt |
| | 対調定額収入率 | 100.0% | 100.0% | — | 0pt |
| | 不納欠損額 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 収入未済額 | 0 | 0 | 0 | — |
| 歳出 | 決算額 | 6,098,222 | 6,090,771 | 7,451 | 0.1% |
| | 執行率 | 98.9% | 97.2% | — | 1.7pt |
| | 翌年度繰越額 | 0 | 1,114 | -1,114 | — |
| | 不用額 | 67,658 | 172,709 | -105,051 | -60.8% |